

困ったら 一人で悩まず 行政相談

暮らしの復興無料相談会 10月7日(金)に気仙沼で開催!

東北管区行政評価局及び行政相談委員(気仙沼市担当)は、次のとおり、行政相談制度及び改善事例のパネルの展示による広報活動や住民からの困りごとの相談を受け付けます。取材等よろしくお願ひします。

※ 相談会における相談受付は、感染拡大防止対策を講じた上で実施いたします。

暮らしの復興無料相談会の開催

10月7日(金) 10:30~14:30

気仙沼市役所 ワン・テン庁舎

(詳細は、別添チラシをご参照ください。)



行政相談のマスコット
キクーン

◆ 暮らしの中のお困りごとの相談受付 <予約優先>

※ 9月26日(月)午前9時から予約受付開始 (予約先:022-262-7839)

◆ 行政相談制度・改善事例のパネルの展示

◆ 新型コロナウイルス感染症に関する各種情報の提供

総務省行政相談センター

まぐみみ宮城

(本件照会先)

東北管区行政評価局 総務行政相談部

行政相談課長 只野 裕子

電話 022(262)7839



◆ 行政相談とは？

行政相談は、国や郵便局などの特殊法人の業務、国が県・市町村に委任している業務などへの苦情や意見・要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場からその解決や実現を促進するとともに、行政の制度及び運営の改善に生かす仕組みです。相談は、**無料**で**秘密は厳守**されます。

◆ 行政相談委員とは？

行政相談委員は、**総務大臣が委嘱した民間有識者**で、全国に約5,000人（各市町村に1人以上、宮城県内では98人）配置されています。

国民の皆様から、国の行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する通知などを**ボランティア**として行っており、行政相談制度の広報活動も行っています。

◆ 行政相談の窓口は？

行政相談は、総務省行政相談センター「**まぐみみ宮城**」（仙台市）を直接お訪ねいただくのはもちろんのこと、郵便、電話、FAX、インターネットでも受け付けています。また、お近くの行政相談委員が開設する**定例相談所**もご利用ください。

・ 総務省行政相談センター 「まぐみみ宮城」

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎11階
(担当) 東北管区行政評価局 首席行政相談官室

おこまりならまる まるくじょーひやくとおぼん

☎ 行政苦情110番（全国共通番号） **0570-090110**

FAX 022-262-7844 インターネット「**行政相談受付**」で検索

・ 行政困りごと相談所 （藤崎デパート一番町館 6階）

〒980-0811 仙台市青葉区一番町3-4-1
☎ 022-263-6201

・ 行政相談委員による行政相談所

インターネット「**あなたの街の行政相談所 東北管区**」で検索



東北管区行政評価局
行政相談委員イメージキャラクター
しんみ なるぞう よく きくよ
親身 成三 良 聴代

【共催】 気仙沼市 ・ 総務省東北管区行政評価局

暮らしの復興無料相談会



気仙沼市観光キャラクター
「海の子 ホヤぼーや」

10月7日(金) 10:30~14:30
気仙沼市役所ワン・テン庁舎

暮らしの中のお困りごと、相談してみませんか？(相談無料・秘密厳守)

<p>被災者支援</p>	<p>遺言・相続・空き家</p>	<p>市民税・税免除 軽減税率</p>	<p>離婚・借金</p>
<p>登記・境界</p>	<p>年金・介護・福祉</p>	<p>河川・道路・環境</p>	<p>どこに相談したらよいか 分からない…</p>

<参加予定機関>

仙台法務局
仙台弁護士会

気仙沼市 行政相談委員
宮城県司法書士会

相談内容については裏面もご覧ください ▶

各参加機関への相談は**事前の予約優先**です。(1組30分・各6組)

【予約受付開始】 9月26日(月)午前9時~

お問合せ・予約先：総務省東北管区行政評価局 行政相談課

022-262-7839

(土日祝を除く平日 8時半~17時半)



行政相談マスコット「キクーン」

※ 会場では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施します(裏面参照)

例えば、このようなご相談にお答えします！

お父さんが
亡くなったとき



- 土地・建物は誰に相続される？
- 名義変更の手続きはどうしたらいい？
- 相続したら、税金ってどれくらいかかる？

高齢の親が心配なとき



- 認知症かも…どうしたらいい？
- 財産管理のことを相談したい。
- 介護ヘルパーをお願いしたい。

生活が苦しいとき



- 税金の免除はある？
- ひとり親家庭への支援はある？
- 借金の返済について相談したい。

身近なことで
気になっていることが
あるとき



- 隣地との境界をはっきりさせたい！
- 近所に空き家が多くてちょっと物騒だ…。
- 通学路に危険なところがあり、心配です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策実施に当たっての
ご理解とご協力をお願い



- 本相談会は、次のとおり、会場内の3密(密集、密接、密閉)を回避した上で開設します。
 - ・相談ブースのゆとりのある配置(職員等と相談者の間にパーティションを設置)
 - ・一定時間ごとの換気
 - ・相談対応する職員等のマスク着用
- ご利用される方におかれましては、感染防止対策へのご理解とご協力をお願いします。
 - ・風邪のような症状がある場合にはご来場をご遠慮願います。
 - ・相談の受付時に、非接触型体温計による検温と体調の確認をさせていただきます。(体温が37.5℃以上の場合は入場をご遠慮いただきます。)
 - ・ご入場の際はマスクの着用と、手指消毒をお願いいたします。